

# 山形県

## 福祉のまちづくり 整備マニュアル



## はじめに

本県では、高齢者や障害者を含むすべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動への参加の機会がひとしく与えられる社会の実現に寄与することを目的として、平成11年10月に「山形県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、県民、事業者及び県それぞれが共通の認識と連携の下に、それぞれの立場でその役割を担い、福祉のまちづくりに取り組むことを謳っております。

この整備マニュアルは、この条例の目的や考え方に基づき、不特定又は多数の方が利用する生活関連施設について、高齢者や障害者をはじめとするすべての県民が円滑に利用できるようにするための「整備基準」を図解を含めて具体的に解説するとともに「さらに望ましい基準」を提示して分かりやすく紹介したものです。

事業者や設計者をはじめすべての県民が本書を有効に活用され、県民一体となった「福祉のまちづくり」が一層推進されることを期待しております。

# 目 次

第1章 福祉のまちづくりのあらまし	1
1. 福祉のまちづくりの必要性和意義	3
2. 条例の概要	4
3. 対象施設の概要(建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等、駐車施設)	6
4. 整備基準の概要	7
第2章 整備マニュアル	9
■整備マニュアルの利用のしかた	10
1. 建築物	11
□建築物の整備にあたっての基本方針	11
[1] 出入口	12
[2] 廊下等(廊下その他これに類するもの)	14
[3] 階段(その踊場を含む)	18
[4] 昇降機	20
[5] 便所	24
[6] 駐車場	28
[7] 敷地内の通路	30
[8] 観覧席等(観覧席又は客席)	32
[9] 浴室	36
[10] 更衣室等(更衣室、シャワー室及び洗面所)	38
[11] 客室	40
[12] 受付カウンター・記載台	42
[13] 公衆電話設備	44
[14] 券売機	46
[15] 改札口	48
[16] 休憩所	50
[17] 授乳及びおむつ替えの場所	52
[18] 案内標示等(案内標示及び非常警報装置)	54
2. 公共交通機関の施設	57
□公共交通機関の施設整備にあたっての基本方針	57
[1] 改札口	58
[2] 通路等(その他これに類するもの)	60
[3] 昇降機	62
[4] 乗降場	64
[5] 便所	66
[6] 案内標示等	68
3. 道路	71
□道路整備にあたっての基本方針	71
[1] 歩道等(歩道・自転車歩行者道)	72
[2] 立体横断施設(横断歩道橋・地下横断歩道)	76

4. 公園等 .....	79
□公園等の整備にあたっての基本方針.....	79
[1] 出入口 .....	80
[2] 園路 .....	82
[3] 便所 .....	84
[4] 駐車場 .....	86
[5] 案内標示等 .....	88
[6] ベンチ .....	90
[7] 附帯設備 .....	92
5. 駐車施設 .....	95
□駐車施設の整備にあたっての基本方針 .....	95

### 第3章 届出事務等 .....

1. 適合証交付制度の概要 .....	101
2. 事前届出制度の概要と届出用紙 .....	104

### 第4章 まちづくりの関連資料 .....

1. 山形県福祉のまちづくり条例 .....	123
2. 山形県福祉のまちづくり条例施行規則 .....	127
3. その他の関連資料 .....	141

## 第1章 福祉のまちづくりのあらまし

1. 福祉のまちづくり条例の必要性と意義
2. 条例の概要
3. 対象施設の概要  
(建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等、駐車施設)
4. 整備基準の概要

## 1. 福祉のまちづくり条例の必要性和意義

本格的な高齢社会の到来を間近に控え、誰もが必然的に老いを迎え、身体的な機能の衰えや障害を持つ可能性を有することが想定され、すべての県民が一生を通じて豊かな生活を送ることができる福祉社会を築いていくことが重要な課題となっています。

本県における高齢化率は、全国平均を大きく上回っており、高齢者の割合は今後も高まることが見込まれています。また、身体障害者は毎年微増しており、重度化、高齢化の傾向にあります。

このような背景のもと、本県では、平成7年3月に「山形県福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者等の利用に配慮した施設整備を推進してきました。

しかし、依然として、高齢者や障害者等が社会活動に参加する上でさまざまな障壁が少なからず存在しています。

このことから、県民一人ひとりが福祉のまちづくりに理解を深め、公共的な建築物に限らず、公共交通機関や道路、公園等を含めて、さまざまな障壁を取り除き、県民誰もが住み慣れた地域において、自らの意思で自由にあらゆる分野の活動に参加することができる環境の整備を促進するため「山形県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

## 2. 条例の概要

### [山形県福祉のまちづくり条例]

<b>目 的</b>	県民、事業者及び県それぞれが共通の認識と連携の下に福祉のまちづくりを推進することにより、高齢者、障害者等を含むすべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動への参加の機会がひとしく与えられる社会の実現に寄与することを目的とする。
<b>定 義</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○生活関連施設 病院、百貨店、道路、公園その他の不特定又は多数の者の利用に供する施設。</li><li>○特定生活関連施設 生活関連施設のうち、高齢者、障害者等が日常生活を営む上で特に重要な施設。</li></ul>
<b>役 割</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○県民の役割 福祉のまちづくりに理解を深め、県及び市町村の施策に協力する。</li><li>○事業者の役割 事業を行なうに当たり、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県及び市町村の施策に協力する。</li><li>○県の役割 福祉のまちづくりの総合的、長期的な施策を策定し、実施する。</li></ul>
<b>県の施策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○基本方針 すべての県民が福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図る。 高齢者、障害者等が自らの意思で自由にあらゆる分野の活動に参加できる環境の整備を促進する。</li><li>○推進施策 県は、啓発活動や情報の提供、ボランティア活動の促進、移動支援等に努める。</li></ul>
<b>施設整備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○整備基準 生活関連施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備基準を定める。</li><li>○整備基準への適合 生活関連施設の設置者等は、整備基準に適合させるよう努める。</li><li>○指導・助言 生活関連施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、生活関連施設の設置者等に対し、指導・助言できる。</li><li>○機能の維持 生活関連施設の設置者等は、整備基準に適合させた部分の機能維持に努める。</li><li>○適合証の交付 整備基準に適合した施設には、請求により適合証を交付する。</li><li>○新築等の届出 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、事前に、その内容を知事に届出なければならない。</li><li>○勧告・公表 新築等の届出を行なわず工事に着手したとき等は勧告を、勧告にもかかわらず届出がないときは公表をすることができる。</li></ul>
<b>旅客車両等の整備</b>	旅客車両等の所有者等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努める。
<b>住宅の整備</b>	住宅を供給・提供する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備された住宅の供給・提供に努める。

## [山形県福祉のまちづくり条例施行規則]

<b>趣 旨</b>	福祉のまちづくり条例の施行に関し必要な事項を定めている。
<b>生活関連施設</b>	生活関連施設について、具体的に定めている。
<b>特定生活関連施設</b>	特定生活関連施設について、具体的に定めている。
<b>整備基準</b>	生活関連施設のうち、不特定又は多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、便所、歩道その他の部分の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準を「整備基準」として定めている。
<b>適合証</b>	生活関連施設が整備基準に適合していることを証する適合証とその交付手続きを定めている。
<b>新築等の届出</b>	特定生活関連施設の新築等(変更を含む)の届出の期限、届出の様式、添付書類について定めている。
<b>公表</b>	公表事項及び公表の方法を定めている。
<b>書類の経由</b>	条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、生活関連施設が所在する市町村の長を経由する。

### 3. 対象施設の概要

山形県福祉のまちづくり条例施行規則第2条及び第3条に定める生活関連施設(不特定又は多数の者の利用に供する施設で規則で定めるもの)及び特定生活関連施設(生活関連施設のうち、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活を営む上で特に重要な施設で規則で定めるもの)の概要は以下のとおりである。(※詳細は第4章の施行規則別表1参照)

別表第1

区分	生活関連施設		特定生活関連施設
建築物	医療施設	病院、診療所、助産所等	収容施設があるもの
	興行施設	劇場、観覧場、映画館等	用途面積1,000㎡以上
	集会施設	公民館、集会場、公会堂等	すべてのもの
	展示施設	展示場等	用途面積1,000㎡以上
	物品販売業の店舗	百貨店、マーケット等の店舗	用途面積500㎡以上
	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿等	用途面積1,000㎡以上
	社会福祉施設等	老人福祉施設等(※2)	すべてのもの
	体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場等	用途面積1,000㎡以上
	遊興施設	遊技場、ぱちんこ屋、カラオケボックス等	用途面積1,000㎡以上
	文化施設	図書館、博物館、美術館等	すべてのもの
	公衆浴場	公衆浴場	用途面積500㎡以上
	飲食店	飲食店	用途面積500㎡以上
	サービス業の店舗	理髪店等(※3)	用途面積500㎡以上
	停車場等(※1)	旅客の乗降又は待合の用に供する建築物	すべてのもの
	自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積1,000㎡以上
	公衆便所	公衆便所	すべてのもの
	官公庁の庁舎	国又は地方公共団体の庁舎	すべてのもの
	学校等	学校、自動車教習所等	すべてのもの
	共同住宅等	共同住宅及び寄宿舎	戸(室)数が50を超えるもの
	工場等	工場等で見学施設を有するもの	用途面積1,000㎡以上(※5)
火葬場	火葬場	すべてのもの	
複合施設	上記の2以上の施設で構成される建築物	用途面積2,000㎡以上	
公共交通機関の施設	停車場等における建築物以外の施設	旅客の乗降又は待合の用に供する建築物以外の施設	すべてのもの
道路	道路	自動車のみの用に供する道路を除く	歩道又は自転車歩行者道を設置するもの
公園等	公園等	公園、動物園、植物園、遊園地等	すべてのもの
駐車施設	駐車施設で建築物以外のもの	路外駐車場で建築物以外のもの(※4)	用途面積1,000㎡以上

※1：車両の停車場、航空機・船舶の発着場

※2：老人福祉施設、老人保健施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設等

※3：理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、法律事務所、給油所等

※4：駐車場法に規定する路外駐車場

※5：見学施設の用途に供する部分の面積

## 4. 整備基準の概要

福祉のまちづくり条例第13条に定める「生活関連施設のうち不特定又は多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、便所、歩道その他の部分の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準」(整備基準)の概要は以下のとおりである。

第1 建築物			
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 出入口	幅を80cm以上 戸の構造 段の禁止 ひさし等の設置(外部)	9 浴室	内部出入口の仕様 手すり等の設置 水栓器具の仕様 滑りにくい仕上げ
2 廊下等	滑りにくい仕上げ 段の仕様 幅を120cm以上 車いすが回転できる場所の確保 高低差がある場合傾斜路等の設置 水平の確保 誘導用床材の設置 傾斜路等の構造	10 更衣室・シャワー室・洗面所	手すり等の設置 水栓器具の仕様 滑りにくい仕上げ
		11 客室	車いす使用者用客室の設置
		12 受付カウンター	車いす使用者に配慮
		13 公衆電話設備	車いす使用者に配慮 難聴者・視覚障害者に配慮
3 階段	手すりの設置 回り段の原則禁止 滑りにくい仕上げ 段の識別 注意喚起用床材の設置	14 券売機	車いす使用者に配慮した高さ 視覚障害者に配慮した標示 誘導用床材の敷設
		15 改札口	幅を80cm以上 段の禁止
4 昇降機	かごの仕様 かご内の表示方法 制御装置の仕様 乗降ロビーの仕様	16 休憩所	休憩設備の設置
		17 授乳所等	授乳・おむつ替えの場所の設置
5 便所	車いす使用者用便所の設置 床置き式の小便器の設置	18 案内標示等	設置箇所・表記方法の配慮 非常警報装置の仕様
		第2 公共交通機関の施設	
6 駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置 駐車場内通路の構造	整備項目	整備基準
7 敷地内の通路	滑りにくい仕上げ 融雪装置の設置 段の仕様 幅を120cm以上 高低差がある場合傾斜路等の設置 誘導用・注意喚起用床材の設置 傾斜路等の構造	1 改札口	第1の表15の仕様
		2 通路等	滑りにくい仕上げ 段は第1の表3階段の仕様 高低差がある場合傾斜路等の設置 誘導用床材の設置
		3 昇降機	第1の表4の仕様
		4 乗降場	滑りにくい仕上げ 両端に落下防止さくの設置 注意喚起用床材の設置
8 観覧席・客席	車いす使用者用席の設置 通路の幅を120cm以上 高低差がある場合傾斜路等の設置 集団補聴装置の設置	5 便所	第1の表5の仕様
		6 案内標示等	第1の表18の仕様

第3 道路	
整備項目	整備基準
1 歩道等	幅を2 m(自歩道は3 m)以上 滑りにくい仕上げ・平坦の確保 排水溝の溝ぶたの仕様 すりつけ部の配慮 誘導用及び注意喚起用ブロックの設置 融雪装置の設置
2 立体横断施設(横断歩道橋及び地下横断歩道)	滑りにくい仕上げ 回り段の禁止 手すりの設置 誘導用及び注意喚起用ブロックの設置
第4 公園等	
整備項目	整備基準
1 出入口	滑りにくい仕上げ 幅を120cm以上 段の原則禁止(傾斜路等の設置) 車止めさくの仕様
2 園路	滑りにくい仕上げ・平坦の確保 幅を120cm以上 勾配は4%(最大8.5%)以下 排水溝の溝ぶたの仕様 段の仕様・傾斜路の設置 誘導用ブロックの設置
3 便所	第1の表5の仕様
4 駐車場	第1の表6の仕様
5 案内標示等	第1の表18の仕様
6 ベンチ	ベンチの設置
7 附帯設備	高齢者、障害者等に配慮
第5 駐車施設(建築物以外)	
整備項目	整備基準
路外駐車場	出入口の仕様 車いす使用者用駐車施設の設置 通路の仕様